

○下野市都市交通マスタープラン検討委員会設置要綱

令和2年3月16日
告示第26号

(設置)

第1条 下野市の都市交通計画に関する基本的な方針(以下「都市交通マスタープラン」という。)の策定にあたり、必要な事項を検討するため、下野市都市交通マスタープラン検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市交通マスタープランの策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元団体関係者
- (3) 交通事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による市民の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、委員会の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から都市交通マスタープランを策定する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務について、調査、研究をするため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

3 作業部会には部会長と副部会長を置き、部会長は建設水道部長を、副部会長は建設課長をもって充てる。

4 部会長は、作業部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

6 部会長は、調査及び研究した結果について、委員会に報告しなければならない。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないとき認めるときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設水道部において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 [第6条第1項](#)の規定にかかわらず、委員会の最初の会議は、市長が招集する。

別表(第7条関係)

建設水道部長、建設課長、都市計画課長、区画整理課長、総合政策課長、財政課長、安全安心課長、環境課長、商工観光課長、教育総務課長、社会福祉課長、高齢福祉課長、建設課整備グループリーダー、建設課維持管理グループリーダー、都市計画課都市計画グループリーダー、区画整理課庶務補償グループリーダー、総合政策課政策推進グループリーダー、財政課財政グループリーダー、安全安心課消費生活グループリーダー、環境課環境政策グループリーダー、商工観光課観光グループリーダー、商工観光課商工業・労働グループリーダー、教育総務課教育総務グループリーダー、社会福祉課社会福祉グループリーダー、高齢福祉課高齢福祉グループリーダー
